

令和6年度小竹町水道事業特別会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和6年度小竹町水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

| 事 項    | 期 間             | 限 度 額   |
|--------|-----------------|---------|
| 自動車借上料 | 令和6年度から令和11年度まで | 1,716千円 |

令和6年6月6日提出

福岡県鞍手郡小竹町長 井 上 頼 子

令和6年度小竹町水道事業特別会計補正予算実施計画明細書（第1号）

債務負担行為に関する調書

（単位：千円）

| 事 項    | 限 度 額 | 前年度末までの支払義務<br>発生(見込)額 |     | 当該年度以降の支払義務<br>発生(見込)額 |       | 左の財源内訳    |
|--------|-------|------------------------|-----|------------------------|-------|-----------|
|        |       | 期 間                    | 金 額 | 期 間                    | 金 額   | 水 道 料 金 等 |
| 自動車借上料 | 1,716 |                        |     | 令和6年度から<br>令和11年度まで    | 1,716 | 1,716     |